

被扶養者認定に必要な主な提出書類一覧 (許可なく無断複製、複写を禁ずる)

申請手順																
1.「A欄」から認定対象者の続柄を確認 → 2.「B欄」(必ず提出する書類)の書類を提出 → 3.「C欄」から認定対象者の状況に応じ書類を提出 → 4.「D欄」の状況に該当する場合は書類を提出																
※状況により下記以外の書類を提出いただく場合があります。																
A	続柄 認定対象者の状況		提 出 書 類	書類の入手先	同居でなくてもよい人							同居が条件の人			備 考	
					配偶者	子		父 母	祖 父 母	孫		兄弟姉妹	義父母・伯叔父母	甥・姪		
						1 8 歳 以上	1 8 歳 未 満			1 8 歳 以上	1 8 歳 未 満			1 8 歳 以上		1 8 歳 未 満
B	必ず提出する書類		被扶養者異動届(認定申請用)	当組合ホームページ	注1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注1)20歳以上60歳未満の配偶者は「国民年金第3号被保険者関係届」の提出が必要。	
			被扶養者現況届	当組合ホームページ	○	○	注2	○	○	○	○	○	○	○	注2)0歳から15歳(中学3年生)までの子は不要。	
			世帯全員の住民票 (続柄が記載されているもの)	市区町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・住民票で続柄が判断できない場合は戸籍謄(抄)本。 ・外国籍の方は在留資格・在留期間記載のもの。(記載が無い場合は「在留カード(写)」を添付。) ・内縁関係の場合、続柄が「未届けの妻(夫)」と記載のもの。	
			所得証明書	市区町村	注4	注3、4	注3	○	○	注3	注3	○	○	注3	注3	注3)0歳から15歳(中学3年生)、および全日制の学生は不要。 注4)届出理由が退職または契約変更等により収入が減少する場合は不要。
C	収入がない	15歳以上の学生(高校生・大学生等)	「学生証(写)」または「在学証明書」	就学先	○	○	○			○	○	○		○	○	「学生証」の場合は、「有効期限」が記載された面を含む。
		退職した人	・退職者生計維持調査票	当組合ホームページ	○	○		○	○	○		○	○			扶養認定日から1年以内に退職された方は提出。
			・退職日の確認できる書類 ・雇用保険被保険者離職票1・2(写)(注5) ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)	前勤務先	○	○		○	○	○		○	○			注5)離職票の交付を希望していない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」のみを提出。 ・失業給付の受給権を放棄する場合は、離職票等に「法第4条3項/法第13条 不該当」の証明があるものを提出。(失業給付の受給資格なしとなる) ・失業給付を受給する予定であって、申請時に「雇用保険受給資格者証(両面の写)」または「雇用保険受給期間延長申請書」が提出できないときは、入手次第提出。
	失業給付の受給が終了した人	雇用保険受給資格者証(両面の写)	ハローワーク	○	○		○	○	○		○	○	○		受給終了の記載があるもの。	
	収入がある	パート・アルバイト等で働いている人	・雇用契約調査票・年間収入(見込)額証明書または雇用契約書(注6)	当組合ホームページまたは勤務先	○	○	注7	○	○	○		○	○	○	注7	注6)勤務時間・日数および時給の記載があり、月の収入額が確認できるもの。 注7)全日制の学生以外は必要。
		年金受給者(国民・厚生・基金・遺族・障害・恩給等)	・年金裁定(改定)通知書(写) ・直近の振込通知書(写)	年金事務所	○	○		○	○	○		○	○	○		
		給与・年金以外の収入がある人(個人事業収入、不動産収入など)	・確定申告書(写) ・収入支出内訳書(損益計算書)(写)	税務署	○	○		○	○	○		○	○	○		
D		該当者が提出する書類	別居の人	仕送り額を証明する書類	金融機関		○		○	○	○	○				通帳(写)または現金書留等の受領書(写)。(手渡しによる送金は認定不可) ※認定対象者の収入よりも多い金額の送金が必要です。 ※単身赴任および全日制の学生が進学の場合は除く。
	結婚した人		婚姻受理証明書等	市区町村	○											
	他に扶養義務者がいる場合		他の扶養義務者の収入証明等	勤務先等		○	○	○	○	○	○	○	○	○		収入が多い扶養義務者の被扶養者となります。 ・育児休業等取得による認定の場合は、「夫婦共同扶養(夫婦共働き)収入額審査確認表」および「年間収入(見込)額証明書」を提出。(当組合ホームページに掲載)